

議員氏名：渡辺 訓任

議案番号：請願第3号

案 件 名：住宅宿泊事業（民泊）における家主不在型民泊の規制・運用強化を求める請願

討論内容：

請願第3号には、委員長報告に反対、請願不採択の立場で討論します。

本請願につきましては、請願者ご自身が実際に隣地での家主不在型民泊の計画について進んでいたという中、住環境を守るために大変な思いをされたこと、各地で民泊事業者、施設と近隣住民とのトラブルが報じられることから、請願者のみならず、町民全般の心配事でもあると認識しています。もともと民泊が急速に広がり、生活環境を壊し、地域住民との摩擦を広げてきた背景には、国の成長戦略があり、主として観光地でオーバーツーリズムや地価、物価の高騰などの問題が起きています。民泊については、所管の法律を住宅宿泊事業法とした上で、住宅宿泊事業者、民泊事業者も許可制ではなく、県に届出をする一方で、環境保持は市町村のほうに任せるという、そういう法律のつくり方も問題の根っこにあると思います。県内、県外、独自の条例で民泊の規制をしているところが増えています。共通する視点は、地域の生活環境を守ることだと理解しています。二宮町はいわゆる観光地ではありませんが、来訪者が増えることで、住環境が壊されることはあってはならないと考えます。

請願項目の2から4につきましては、運用上の在り方で、トラブルを未然に防止するための方向性を示していると受け止めます。特に、県が民泊事業者の届出を受ける一方で、実際に様々な状況に対応することを迫られるのは町であるという実情ですから、家主不在型にとどまらず、様々な状況を想定したマニュアルの制定は急ぎ必要と考えます。一方、請願項目の1は、営業日数を年間ゼロ日にする実質営業禁止措置を含めた厳格な区域制限を町から県へ働きかけるよう求めています。この点について、私は、二宮町に適用するためには重要な問題があると考えています。

当町でも、住宅専用地域と住居地域は区分されています。それぞれ一種、二種に区分されて建てられる建物の範囲は違いますが、専用区域外でも目的は住居の環境を守るとされています。また、住宅専用区域と住宅区域が細い道路を挟んで区分されているところも多く、あえて住宅専用区域のみを切り離して規制対象にすることに合理性があるかということです。

むしろ、当町においては規制に当たっては、地域区分ではなく、町全体同様に進めるべきではないかと考えます。

また、個人の生業としての民泊事業と法人の営利事業を一くくりにしてよいのか。現在事業を行っているところに対する影響はどうなるのかなど、地域区分と関係するため、この請願項目1に関わることになります。

町の関係人口を増やす、空き家の利活用を増やすという方針、地域循環経済という観点から、民泊の町戦略上の位置づけがされるべきだと思います。

また、主要観光地や東京都内での規制が厳しくなると、当町に様々な民泊業者が流れ込むことも想定されます。

請願者が指摘されるトラブルを未然に防ぐガイドラインづくり、条例づくりは至急取り組む必要があります。土地開発や電波基地局設置についても手続条例など町独自の条例をつくっており、それらが一定奏功している実績があります。

駆けつけ要件1つをとっても、二宮町には何がベストなのか、自治体によってそれぞれの姿が求められます。県に規制の強化を求めるのではなく、町が状況を精査、関係の住民の間で練り上げ、町独自のガイドライン設定を進めることを求めたいと思います。

請願項目1に、請願者も区分にこだわらない旨示しておられますが、文言として明確に住居専用区域が指定されていることから、一旦この請願が採用されると、町における民泊の可否について、住宅専用区域と住宅区域で分けられることになります。

潜在的には、全町が民泊拡大の影響を受ける可能性がある中、閑静な住環境を守るための規制から取り残される部分が生まれるという可能性があることは問題です。本来、こういった請願については賛成をしていきたいのですが、請願前に広くご検討いただけなかったのは残念であります。以上です。